

## 2. 財政改革

### (1) 国・地方の財政規律について

- ・2011年度に基礎的財政収支目標を達成した後の財政健全化指標については、従来の「政府債務残高の対GDP比を低下させること」に加えて、新たに「政府の資産—負債差額の対GDP比も低下させること」を加える。例えば、先進国で平均的な50%程度以下を目標として、毎年基礎的財政収支黒字を対GDP比で1%出す財政運営をすべきである。
- ・この目標達成のために、小泉政権下で定めた骨太の方針2006の方針にそって、2011年度の基礎的財政収支黒字化のために、デフレ脱却、国有資産の活用と政府資産圧縮、歳出削減、制度改革をしたのちに、新たな国民負担を求めていくべきである。  
ただし、国民負担率は現在の40%程度から将来的には上昇することになっても、50%程度を上回らないようにする。このことをもって、日本型の中福祉・中負担福祉を確立し、高負担社会化、大きな政府化の歯止めとする。
- ・中央政府、州政府の財政規律をめざす「財政健全化法」を制定する。
- ・州政府と市政府は基本的に自立して責任ある財政運営ができる単位であり、財政運営の自律性を強化する中で、州政府と市政府が「財政破綻」に陥った場合に、債務の減免などを規定する「債務調整条項」を導入する。
- ・州政府の危機的状況に対して、国が緊急避難的・限定的に救済できる「セーフガード条項」を導入する。市政府の財政状況が著しく悪化し、行民サービスの提供が困難な場合には、道州政府が市政府の行政サービスを肩代わりする。

### (2) 税目別制度方式による税源移譲

- ・税目ごとに国税と道州税を分ける「税目別制度」方式により、地方分権に応じて国から地方への税源移譲を行う(20兆円程度)。一方、必要に応じて、国税と地方税の入れ替えを行うことも可能とする。

#### ① 国税の税目

- ・「国税」は、国税の原則である「応能税、人税、累進的課税」に基づくもので構成する。消費税は地方の基幹的税として州政府に税源移譲する。
- ・所得税の累進課税部分や法人税の所得比例部分は、地域差があり、景気動向に左右されるので、本来的には国税がふさわしい。このような国税によって、個人のみならず地域間にける国の所得再配分機能が発揮できる。

・資産税は、土地以外の地域性を持たない金融資産については、その公平な課税を行うために、国税とする。

・相続税は、高齢者介護の社会化が進んでいること、高齢者の資産格差が拡大しており、この格差を次世代が継承することは望ましくないとの社会的公正の観点から、広く薄い資産課税を適正に行うものとして、福祉財源に充当する。

## ②地方税の税目

・「地方税」は、地方税の原則である「応益税、物税、比例的課税」に基づくもので構成する。州政府と基礎的自治体に課税自主権を与える。

・消費税は、景気動向に左右されにくい安定収入が見込まれる税であることから、地方税の基幹的税とするのがふさわしい。なお、道州政府は消費税率についても、課税自主権を持ち、消費税課税の適正化のためにEUのようなインボイス方式を導入する。消費税の地方税化は地域主権・税源移譲の根幹であり、消費税を国税の目的税として位置づけることを避ける。

・所得税の人頭割や法人税の均等割部分は「応益税」として地方税に存続させる。

・資産税について、土地に根ざす地域性を持つ固定資産は、地方税とする。

## (3) 国税・地方税の納税時点の一元化

・道州政府、市政府は、課税権とともに徴税権も有するが、税務の効率性や国税・地方税での課税・納税の時点のずれをなくすために、国に徴収事務を委託して、国税・地方税の徴収を一元化する。税の執行事務は「公租公課庁」(仮称)として一元化して公正な徴税を行う。

## (4) 寄付税制の確立

・寄付控除についても、税の基本的考え方として一般法で規定する。公共サービスは公助のみならず互助によっても賄われるべきであり、互助精神の発揮により公共サービス 充実を口実とする大きな政府化＝増税国家化を防止することができる。互助精神の資金的裏付けは「寄付」であり、国税・地方税ともに、地方自治体、独立行政法人、学校法人、社会福祉法人、NPO などの公益を目的とする団体への寄付を税額控除できる制度を拡充・確立し、互助精神に基づく寄付文化により地域の公共サービスの充実を図るべきである。